

令和7年度佐賀県入院者訪問支援事業実施業務委託に係るプロポーザル審査基準

評価項目	評価基準	配点
① 適正性		30
■ 事業趣旨の理解	☐ 精神障害に関する知識や精神障害者が抱える困りごとへの理解があるうえ、本事業の趣旨を十分に理解しているか。	15
■ 主な事業との関連性	☐ 法人の事業には精神保健福祉の相談支援に関連する業務があるか。 ☐ 事業実施に必要な精神障害者への相談支援に関する知見を持っているか。	15
② 個人情報の管理体制		5
■ 個人情報の管理方法	☐ 個人情報の管理体制は整備されているか。	5
③ 計画の妥当性		40
■ 企画内容の総合的な評価	☐ 企画内容に特筆すべき点があるか。 ☐ 事業成果を高める工夫・配慮が見られるか。	25
■ 企画内容の妥当性	☐ 実現可能な企画内容・スケジュールとなっているか。	10
■ 見積書の妥当性	☐ 事業を実行するために必要な経費が算定されているか。 ☐ 妥当な金額となっているか。	5
④ 業務遂行の確実性		20
■ 実施体制	☐ 事業全体のマネジメント及び業務遂行にあたる人員などの実施体制は適切か。	15
■ 過去の実績	☐ 本事業の取組と同様もしくは、本事業に応用ができる取組実績があるか。	5
⑤ 県との連携等		5
■ 県との連携・相談体制	☐ 県との円滑な連携・相談等が見込めるか。	5
合計		100

※総合点の最低基準点は360点とする。（100点×6人×60％＝360点）